

令和元年東日本台風（令和元年台風第 19 号）に係る
第 49 回郡山市災害対策本部会議
第 13 回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
～郡山市新しい生活様式推進本部会議～

次 第

日 時：令和 2 年 12 月 25 日（金）15：00～

場 所：特別会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和元年東日本台風に係る対応について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る本市の現状について
- (3) その他

3 市長指示

4 閉 会

別 紙

【会議概要】 ※新型コロナウイルス感染症対策本部会議分抜粋

- 参集者 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、
全部局長、郡山地方広域消防組合消防本部消防長

1 開 会

2 議 事

- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る本市の現状について
(保健所次長)

「郡山市の新型コロナウイルス感染症患者の状況」について、資料に基づき説明。陽性患者数は12月20日までで221人、昨日(12月24日)判明分までだと226人という状況。年齢構成、男女比については資料記載のとおり。

PCR検査の結果については、次のページに記載のとおり、患者の発生状況に応じて増えている。

郡山駅前周辺の飲食店の従業員等に対する新型コロナウイルスPCR検査の実施結果については記載のとおりであるがキャバレー、クラブ、バー、スナックを中心に、その他は関連した飲食店の従業員を対象に検査を実施し、このような受検率となった。

特に、スナックの44.5%という受検率は、他都市で同様に駅前の飲食店の従業員等を対象に行っている検査と比較しても高い割合であり、全て陰性となっている。

(総務部長)

「市職員等が新型コロナウイルス感染症の確定患者等となった場合の取扱い(案)」について、資料に基づき説明。

今まで条文形式であったものを迅速に対応できるようマトリックス形式にまとめたので、よろしくお願ひしたい。

「新型コロナウイルス」感染症等発生時消毒作業マニュアル及び健康管理表については、後でご覧いただきたい。

(保健所次長)

「年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について」の通知が福島県保健福祉部長から各市町村長及び中核市保健所長あてに届いていることを説明。

年末年始の忘年会・新年会・成人式等について、人の交流、往来が多くなることから職員に対し周知を図り注意を呼びかけるとともに、各部局が所管する関係団体への周知、連絡をお願いするもの。

(産業観光部長)

「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援策実績」について、資料に基づき説明。

政策開発部の事業と合わせ、全体で20の支援事業を実施している。

No11、13、16の事業については実績がないが、これらは事業を終えた後で実績を基に申請する形のため、今後申請がでてくるものと思われる。

現在、全体の執行率は24.9%であるが、コロナの影響で経済活動が停滞している状況であり、影響が長期化することが見込まれ、事業者の皆様にとっては特に固定費の負担が大きなものとなっている。

このため、No1の家賃支援給付金やNo2の事業継続応援給付金、さらにはNo13の売上高減少対策資金融資利子補給補助金等をしっかりと周知し、事業者の方々のお役に立てるよう努めていきたいと考えている。

(市民部長)

「新型コロナウイルス感染症にかかる支援策（国民健康保険課）」、「新型コロナウイルス感染症にかかる後期高齢者医療支援策」について、資料に基づき説明。

国民健康保険傷病手当金については、今のところ3件と少ないが、全県的に申請がなされていない。11月末現在で福島市と浪江町で各1件という状況。

支給対象期間が令和2年1月1日から令和3年3月31日年度末までとなっているため、周知を図っていく。

(保健福祉部長)

「新型コロナウイルス感染症対策・支援状況」について、資料に基づき説明。

住居確保給付金については、4月から11月までで申請件数132件、支給額13,846,900円。

郡山市社会福祉協議会の緊急小口資金の貸付状況については、貸付件数1,713件で、貸付額は301,530,000円。

介護保険料の減免については、平成31年度分で66件、減免額は620,470円。令和2年度は74件で4,515,810円。

(消防本部消防長)

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急搬送状況」について、資料に基づき説明。5番目に記載のとおり、新型コロナウイルスの関係で皆さんが活動を抑えている関係で例年に比べ1割緊急出動は減っている。

また、4月5月については、国の緊急事態宣言を受け、活動が抑えられた影

響で2割近く緊急出勤が減った。

4番目にある搬送困難事例のとおり、30分以上現場に滞在する事例が増えている。

1番目に記載のとおり、今後も職員等が感染しないよう十分注意して対応していく。

(総務部長)

「新型コロナウイルス感染症対策についての街頭活動」について、資料に基づき説明。

令和2年12月27日の日曜日、10時30分から12時まで郡山駅前広場及びイオンタウン郡山で、市長、保健所長及び感染症対策本部員等で街頭活動を実施する。

資料には無いが、12月3日付けで通知はしているが、年末年始に各所属職員の感染予防の徹底について再度お願いしたい。

1月4日から新たな年明けの勤務となるが、検温等の健康チェックをした上で出勤するよう再度お願いする。

3 市長指示

「忘年会・新年会・成人式等及び帰省についての提言 令和2年12月11日付け」に関して、いつも言われておりますが、スマホもネットも見ない、新聞も購読していないような方にどうやってメッセージを届けるか課題ですが、何とか話をする中で話題にしてもらいたいと思います。

ドアノブなどもちゃんと消毒しないと駄目と言われるが、現在の建築物は考え方が感染しない前提にできていないですよね。感染症により今までの常識が問われているのではないのでしょうか

お酒は静かに飲むもの、手酌酒などという話もあります。昔はよく俺の杯を受けられないのかなどということがありましたが、今はそんなことをやると嫌われます。生活習慣病もありますが、食事だけでなく、正に生活習慣の見直しをしないと感染症については減る方向に行かないのではないかと思います。感染症時代の新しい生活様式（ニューノーマル）について皆様とともに取り組んでいきたいと思います。

年内、正月期間中、対策本部会議を開催しなくても良いようにそれぞれ、一人ひとりの知恵を膨らませていきましょう。

議会の御理解の下、新型コロナ対策に取り組むことができっておりますので、七海議長と田川副議長に皆様とともに改めて御礼の言葉を申し上げて締め言葉といたします。「ありがとうございました」

郡山市の新型コロナウイルス感染症患者の状況

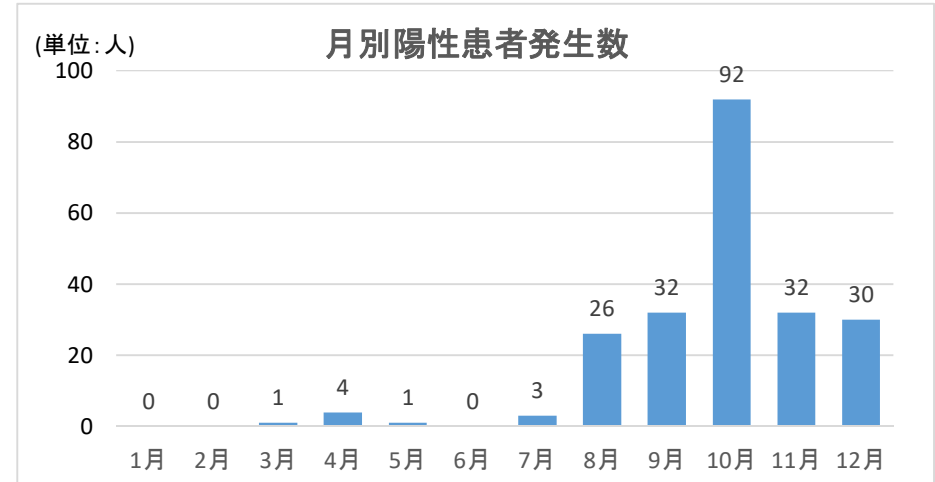
2020.12.21公表分(12.20判明分)まで

陽性患者の状況

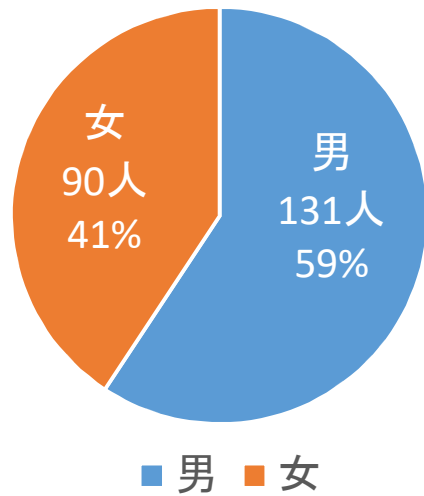
陽性患者							
221人	男女別		入院中	入院調整中	宿泊療養中	自宅療養中	退院
	男	女					
		131人	90人	21人	0人	1人	0人

※入退院情報は速報値。

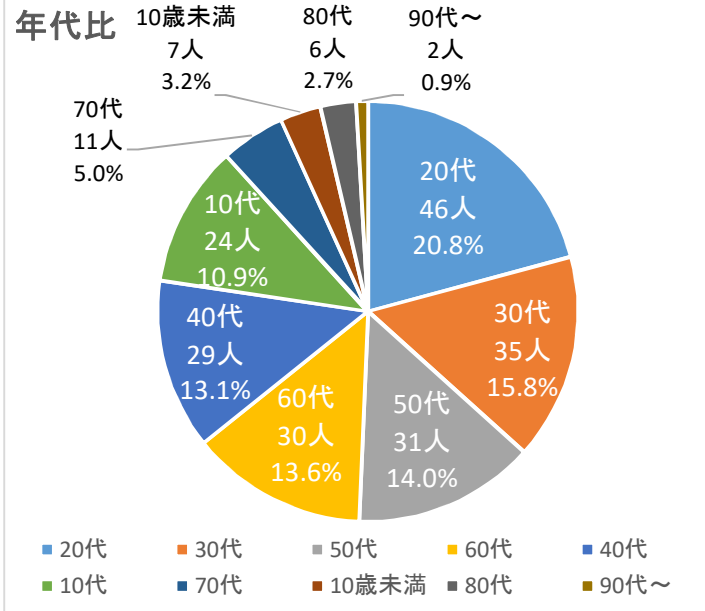
平均入院期間 ※入院勧告の期間(退院者のみ)	12.8日
---------------------------	-------



男女比



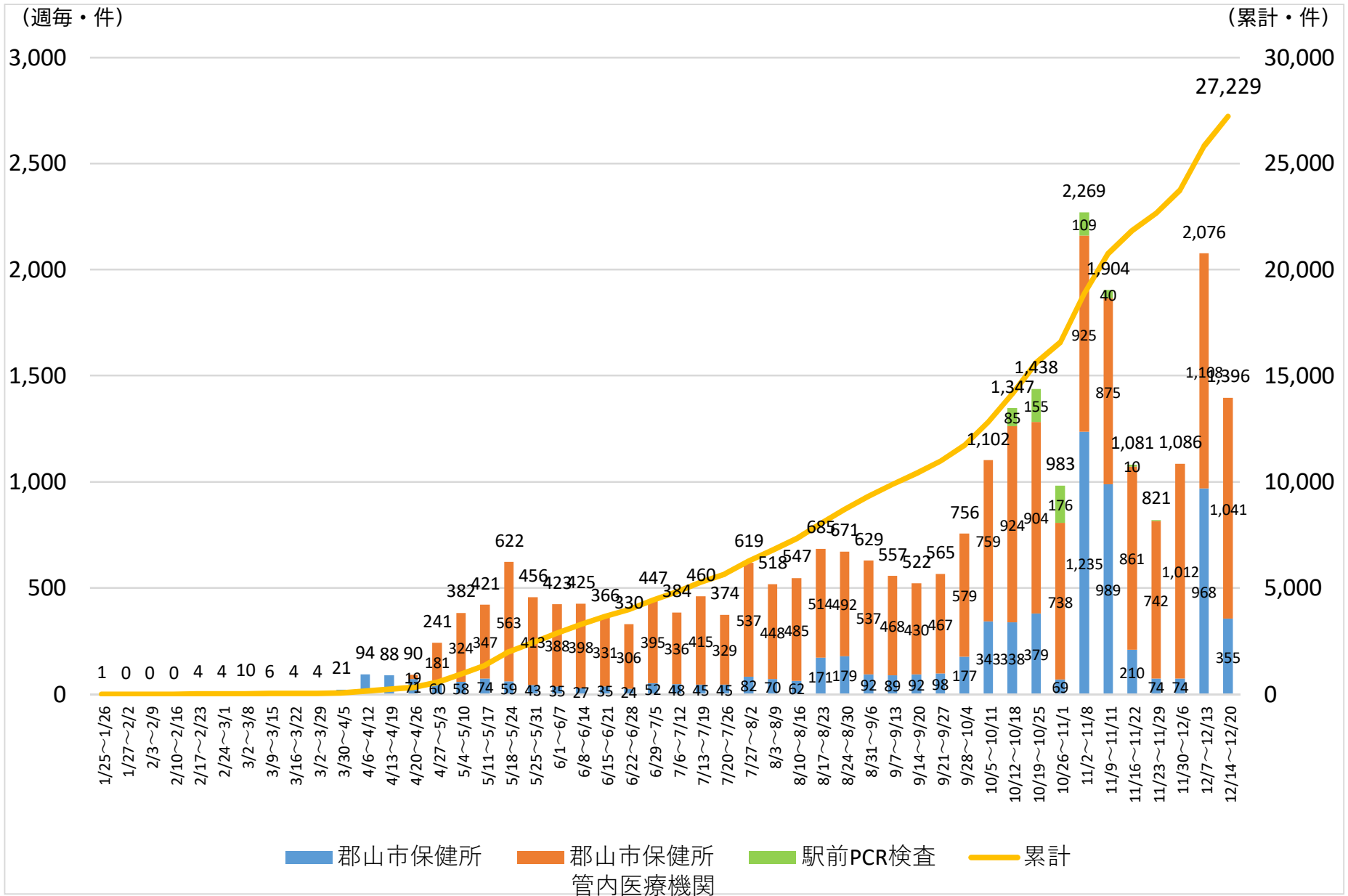
年代比



年代	人数
10歳未満	7人
10代	24人
20代	46人
30代	35人
40代	29人
50代	31人
60代	30人
70代	11人
80代	6人
90代~	2人
合計	221人

PCR検査件数について

2020/12/20現在(速報値)



■ 郡山駅前周辺の飲食店の従業員等に対する新型コロナウイルスPCR検査の実施結果について

(令和2年11月26日 郡山市保健所生活衛生課)

飲食店の種類	郡山駅前周辺の 営業許可施設数 ※1	郡山駅前周辺の 推定店舗数 ※2	PCR検査				
			検査店舗数	受検率(%) ※3	検体数(件)	陽性(件)	陰性(件)
			【検体受付日】 令和2年10月(6回:13(火)、14(水)、20(火)、21(水)、27(火)、28(水)) 令和2年11月(8回:4(水)、5(木)、10(水)、11(水)、17(火)、18(水)、24(火)、25(水))				
キャバレー	13	12	1	8.3%	7	0	7
クラブ	7	5	1	20.0%	20	0	20
バー	103	78	18	23.1%	42	0	42
スナック	284	211	94	44.5%	274	0	274
小計	407	306	114	37.3%	343	0	343
その他 (上記以外※4)	—	—	50	—	237	0	237

※1 郡山駅前周辺(駅前一丁目、駅前二丁目、中町、大町一丁目)における食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設(自動販売機、食品営業自動車、露天営業を除く)とした。
(令和2年10月24日調べ)

※2 キャバレー、クラブ、バー、スナックについては、※1の精査により、①営業許可の重複(同一店舗で複数名義の営業許可があり、廃業届の提出忘れ等によるものと推定される)や②直近発送(令和2年9月3日)の宛先不明による郵送物戻りなどを考慮し推定した店舗数。

※3 受検率(%)の算出は、(受検率) = (検査店舗数) / (推定店舗数) × 100とした。

※4 キャバレー、クラブ、バー、スナックの営業前後に当該従業員等の利用が多いと申し出があった飲食店(一般食堂、軽料理店、すし屋等)。

2 健 第 7 4 6 7 号

令和2年12月15日

各市町村長 様

福島県保健福祉部長

〔福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長〕

(公 印 省 略)

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び
帰省の留意事項について（通知）

このことについて、内閣官房より別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

12月11日に開催されました新型コロナウイルス感染症対策分科会から、別添のとおり、政府に対して「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言がありました。

年末年始は忘年会、新年会、成人式、帰省等により人々が交流する機会が増える一方で十分な医療提供体制の維持が困難になるため、人々の交流を通じて感染が拡大した場合には医療体制が急激に逼迫することが懸念されます。

つきましては、職員に対して周知を図り、注意を呼び掛けるとともに、所管する関係団体への周知及び各種媒体を活用した広報をお願いします。

また、成人式を開催する場合は、分科会からの提言に基づき、会場での感染防止対策を徹底するとともに、参加者に対して注意喚起をお願いします。

なお、各保健所に対しては別紙（写）により通知していることを申し添えます。

2 健 第 7 4 6 7 号
令和2年12月15日

福島県各保健所長 様
各中核市保健所長

福島県保健福祉部長
〔福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長〕
(公 印 省 略)

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び
帰省の留意事項について（通知）

このことについて、内閣官房より別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、各市町村に対しては別紙（写）により通知していることを申し添えます。

（事務担当 総括班企画・総合調整担当チーム 電話 024-521-7872）

各都道府県及び関係各府省庁においては、年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項を、関係各所に周知いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡

令和2年12月11日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の
留意事項について（周知依頼）

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、別紙のとおり、政府に対して、「忘年会・新年会・成人式等及び帰省について」の提言をいただき、西村国務大臣からも国民に対して周知を行ったところです。

都道府県におかれては市区町村及び都道府県民への周知等を、関係各府省庁におかれては関係団体への周知等をそれぞれお願いします。

また、各都道府県及び関係各府省庁におかれては、所属する職員等に、忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項を注意喚起し、特に強い対策を実施している地域では、年末年始を静かに過ごすための工夫を徹底するようお願いいたします。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 宮坂・植田・石田・竹本・井上・寺井

直通 03 (6257) 3085

忘年会・新年会・成人式等及び
帰省についての提言
令和2年12月11日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

[はじめに]

- **我々の社会は新型コロナウイルス感染症が流行してから初めての冬を迎えることとなります。**
- **年末年始は我々の社会にとって特別な時期です。特に、半年以上、つらい思いをされてきた多くの皆さんは、年末年始こそは、お酒を酌み交わし、親族や親しい友人たちと旧交を温めたいと考えていると思います。**
- **しかし、年末年始に人々の交流を通じて感染が全国的に拡大すると、さらに医療が逼迫し、結果的に経済も大きな打撃を被ります。**
- **命と暮らしを守るためには、社会を構成する一人ひとりが年末年始を静かに過ごすことが求められます。**
- **年末年始を迎えるに当たり、分科会としては、以下の提言を行いたいと思います。政府においては、本提言のメッセージを国民の皆さんに分かりやすく伝えて頂きたいと思います。**

[Ⅱ] 分科会から政府への提言

1. 全国の皆さんへ

年末年始を静かに過ごすために、以下の工夫をお願いします。

(1) 忘年会・新年会

忘年会・新年会で最も大切なことは、なるべく普段から一緒にいる人と少人数で開催することです。その上で、

- ・ガイドラインを遵守している飲食店を選ぶ。
- ・体調が悪い人は参加しない。
- ・座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）。
- ・会話する時は必ずマスクを着用。
- ・短時間で、深酒やはしご酒などは控え、適度な酒量で。
- ・お猪口やコップは使い回さず、一人ひとりで。

といった「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」をして頂くようお願いします。

[Ⅱ] 分科会から政府への提言（続き）

（２）成人式

成人式は、多くの新成人が久しぶりに地元に来る機会です。しかし、この機会は「三密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」（添付）が生じやすい機会でもあります。主催者や参加者には、次の点について注意喚起をお願いします。

①主催者の方へ

- ・参加人数の制限。
- ・会場での飲食を控えることの徹底。
- ・会場での感染防止策の徹底（マスクの着用、手指消毒など）。

②参加者の方へ

- ・体調が悪い人は参加しないこと。
- ・会場やその周囲では密集をしないこと。
- ・式典の前後には飲食を控えること。
- ・仮に飲食をする場合には上記の忘年会・新年会の工夫を参照。

[Ⅱ] 分科会から政府への提言（続き）

（3）初詣・カウントダウンイベントなど

初詣については、混雑する時期を避けて頂くようお願いいたします。境内での三密や、参拝後の混雑をできる限り避けるなど、感染防止策の徹底をお願いいたします。

また、年末年始は、カウントダウンイベント等が数多く行われます。これらのイベントでは、基本的な感染防止策を徹底するとともに、適切な雑踏警備等を検討してください。適切な行動管理が難しいと判断する場合には開催自粛等の対応をお願いいたします。

（4）年末年始の帰省

年末年始に、多くの方が帰省をお考えになっているかと思いますが、帰省する場合には、三密回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるなど、高齢者等への感染につながらないように注意をお願いいたします。

そうした対応が難しいと判断される場合は、帰省について慎重に検討頂きますようお願いいたします。特に発熱等の症状がある方などは、帰省を控えて下さい。

帰省される場合には、年末年始の休暇を分散して取得するなど、混雑する時期を避けて頂くようお願いいたします。

[Ⅱ] 分科会から政府への提言（続き）

2. ステージⅢ相当の対策が必要となる地域の皆さんへ

ステージⅢ相当の対策が必要となる地域では、さらに対策を徹底するため、全国の皆さんにお願いした前述の内容から一歩踏み込んだ工夫をお願いしたいと思います。

- ・特に大人数の「忘年会・新年会」は見送り、オンライン忘年会・新年会を検討すること。
- ・「成人式」及び「その他年末年始に想定されるイベント」は、主催者はオンラインを活用した形での開催や開催時期、時間の分散化等、在り方について慎重に検討すること。
- ・「年末年始の帰省」は、時期の分散のみならず、延期も含め慎重に検討すること。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに（正面や真横はなるべく避ける）。
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・食るときだけマスクを外し、会話の時はマスク着用。
（フェイスシールド・マウスシールド※¹はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※²。）
 - ※¹ フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
 - ※² 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

市職員等が新型コロナウイルス感染症の確定患者等となった場合の取扱い（案）

市職員又はその親族、市施設等に勤務する委託業者の従業員等が新型コロナウイルス感染症の確定患者、濃厚接触者、接触者となった場合、市の庁舎施設内における感染拡大を防止するため、職員は、速やかに所属長に報告、所属長は、その旨を職員厚生課長に報告し、次のとおり対応する。

対象者	ア 確定患者(※1)となった場合 (※1) 新型コロナウイルス感染症と診断された者	イ 濃厚接触者(※2)となった場合 (※2) 確定患者と同居あるいは長時間の接触があった者等で、保健所長から特定された者	ウ 接触者(※3)となった場合 (※3) 確定患者と接触の事実があるが、濃厚接触者に至らない者で、保健所長から PCR 検査を要請された者
1 市職員	<p>(1) 確定患者の対応</p> <p>①確定患者は、保健所長からの感染症指定医療機関への入院勧告等に従うものとする。</p> <p>②確定患者は、主治医からの指示に従い退院及び職場復帰する。</p> <p>③確定患者は、公務によるり患と考えられる場合、地方公務員災害補償基金等を認定請求する。</p> <p>(2) 確定患者が利用した職場、施設等の消毒等</p> <p>①所属長は、確定患者が利用した職場、施設等の消毒が終了するまでは、原則、当該施設等の業務を停止する。</p> <p>②所属長は、保健所長の助言等を受け、確定患者が症状発現2日前から利用した職場、施設等については、その利用の状況に応じて、別添「郡山市新型コロナウイルス感染者等発生時消毒作業マニュアル」により消毒を行う。</p> <p>③所属長は、原則、業務継続計画（BCP）に基づき事務を継続する。 なお、業務に必要な人員は、部局内又は市組織全体で対口支援により配置する。</p>	<p>(1) 濃厚接触者の対応</p> <p>①濃厚接触者は、PCR 検査を受検する。</p> <p>②濃厚接触者は、PCR 検査の結果、陰性の場合にも、保健所長の指示により、確定患者の感染可能期間の最終曝露日から 14 日間は健康状態に注意を払い(以下「健康観察期間」という。)、自宅待機する。</p> <p>③濃厚接触者は、自宅待機の期間中の勤務を要する日における健康状況について、毎日、所属長に報告する。</p> <p>④所属長は、濃厚接触者の報告に基づき、別紙「健康管理票」を作成し、濃厚接触者から体調不良の報告がある場合は、速やかに職員厚生課へメールにて報告する。</p> <p>⑤濃厚接触者の職場の職員は、通常勤務とする。</p> <p>(2) 濃厚接触者が利用した職場、施設等の消毒等</p> <p>①所属長は、濃厚接触者が確定患者の症状発現2日前から利用した職場、施設等について、その利用の状況に応じて、別添「郡山市新型コロナウイルス感染者等発生時消毒作業マニュアル」により消毒を行う。</p> <p>②所属長は、原則、業務継続計画（BCP）に基づき事務を継続する。 なお、業務に必要な人員は、部局内又は市組織全体で対口支援により配置する。</p>	<p>(1) 接触者の対応</p> <p>①接触者は、PCR 検査を受検する。</p> <p>②接触者は、PCR 検査の結果が判明するまで自宅待機する。</p> <p>③接触者は、PCR 検査の結果、陰性の場合、結果判明の翌日から職場復帰する。</p> <p>④接触者は、自宅待機の期間中の勤務を要する日における健康状況について、毎日、所属長に報告する。</p> <p>⑤所属長は、接触者の報告に基づき、別紙「健康管理票」を作成し、接触者から体調不良の報告がある場合は、速やかに職員厚生課へメールにて報告する。</p> <p>⑥接触者の職場の職員は、通常勤務とする。</p> <p>(2) 接触者が利用した職場、施設等の消毒等</p> <p>①所属長は、接触者が確定患者の症状発現2日前から利用した職場、施設等について、その利用の状況に応じて、別添「郡山市新型コロナウイルス感染者等発生時消毒作業マニュアル」により消毒を行う。</p> <p>②所属長は、原則、業務継続計画（BCP）に基づき事務を継続する。 なお、業務に必要な人員は、部局内又は市組織全体で対口支援により配置する。</p>
2 市職員の親族 ※同居の場合	<p>(1) 職員の対応</p> <p>職員は、「1 市職員 イ 濃厚接触者(1) 濃厚接触者の対応」又は「1 市職員 ウ 接触者 (1) 接触者の対応」のとおりとする。</p> <p>(2) 職員が利用した職場、施設等の消毒等</p> <p>所属長は、「1 市職員 イ 濃厚接触者(2) 濃厚接触者が利用した職場、施設等の消毒等」又は「1 市職員 ウ 接触者(2) 接触者が利用した職場、施設等の消毒等」を実施する。</p>	<p>(1) 職員の対応</p> <p>①職員は、濃厚接触者の健康観察期間、自宅待機する。</p> <p>②職員は、勤務を要する日における健康状況について、毎日、所属長に報告する。</p> <p>③所属長は、職員の報告に基づき、別紙「健康管理票」を作成し、職員から体調不良の報告がある場合は、速やかに職員厚生課へメールにて報告する。</p> <p>(2) 職員が利用した職場、施設等の消毒等</p> <p>①所属長は、濃厚接触者の市職員の親族が確定患者の症状発現2日前から、職員が利用した職場、施設等について、その利用の状況に応じて、別添「郡山市新型コロナウイルス感染者等発生時消毒作業マニュアル」により消毒を行う。</p> <p>②所属長は、原則、業務継続計画（BCP）に基づき事務を継続する。 なお、業務に必要な人員は、部局内又は市組織全体で対口支援により配置する。</p>	<p>(1) 職員の対応</p> <p>①職員は、接触者の PCR 検査の結果が判明するまで自宅待機する。</p> <p>②職員は、接触者の PCR 検査の結果、陰性の場合、結果判明の翌日から職場復帰する。</p> <p>③職員は、接触者の PCR 検査の結果、陽性の場合、「2 市職員の親族 ア 確定患者 (1) 職員の対応」のとおりとする。</p> <p>(2) 職員が利用した職場、施設等の消毒等</p> <p>①所属長は、接触者の市職員の親族が確定患者の症状発現2日前から、職員が利用した職場、施設等について、その利用の状況に応じて、別添「郡山市新型コロナウイルス感染者等発生時消毒作業マニュアル」により消毒を行う。</p> <p>②所属長は、原則、業務継続計画（BCP）に基づき事務を継続する。 なお、業務に必要な人員は、部局内又は市組織全体で対口支援により配置する。</p>
3 市施設等に勤務する委託業者の従業員等	<p>(1) 職場の職員の対応</p> <p>職員は、「2 市職員の親族 ア 確定患者 (1) 職員の対応」のとおりとする。 ただし、職員が濃厚接触者又は接触者に該当しない場合、通常勤務とする。</p> <p>(2) 確定患者が利用した職場、施設等の消毒等</p> <p>①所属長は、確定患者が利用した職場、施設等の消毒が終了するまでは、原則、当該施設等の業務を停止する。</p> <p>②所属長は、保健所長の助言等を受け、確定患者が症状発現2日前から利用した職場、施設等については、その利用の状況に応じて、別添「郡山市新型コロナウイルス感染者等発生時消毒作業マニュアル」により消毒を行う。</p> <p>③所属長は、委託業者と協議の上、業務の継続に努める。</p>	<p>(1) 職場の職員の対応</p> <p>職員は、通常勤務とする。</p> <p>(2) 濃厚接触者が利用した職場、施設等の消毒等</p> <p>①所属長は、濃厚接触者が確定患者の症状発現2日前から利用した職場、施設等について、その利用の状況に応じて、別添「郡山市新型コロナウイルス感染者等発生時消毒作業マニュアル」により消毒を行う。</p> <p>②所属長は、委託業者と協議の上、業務の継続に努める。</p>	<p>(1) 職場の職員の対応</p> <p>職員は、通常勤務とする。</p> <p>(2) 接触者が利用した職場、施設等の消毒等</p> <p>①所属長は、接触者が確定患者の症状発現2日前から、職員が利用した職場、施設等について、その利用の状況に応じて、別添「郡山市新型コロナウイルス感染者等発生時消毒作業マニュアル」により消毒を行う。</p> <p>②所属長は、委託業者と協議の上、業務の継続に努める。</p>

郡山市
「新型コロナウイルス」感染者等発生時
消毒作業マニュアル
【第1版】



総務部 職員厚生課

消毒に係る必要物品

◀消毒物品▶

- 消毒薬（原則①または②を使用）

①消毒用エタノール
(アルコール含有60%以上のもの※)

②次亜塩素酸ナトリウム

- 布巾または使い捨てタオル

- バケツ

- 洗浄した空のペットボトル（2Lサイズ）

- スプレーボトル（あれば可）



◀感染防止用品▶

- 不織布マスク等

- ゴム手袋



ゴーグル、防護服（ガウン等）については、原則着用不要

消毒用品（消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム等）については、必要となった際に、職員厚生課へ連絡すること。

作業の実施方法

1. 消毒作業所属の窓等を開放し、十分な換気を確保
2. 手洗い・手指のアルコール消毒を実施
3. 不織布マスク等、ゴム手袋を着用
4. 感染が想定される箇所について、消毒薬等を使用して丁寧に拭き取り



感染が想定される箇所（例）



感染者等が触れた可能性のあるところ

執務室内 … 机まわり、椅子、パソコン（マウス、キーボード等）、電話機、筆記用具、カウンター、会議・打ち合わせテーブル、キャビネット、ロッカー、事務用品、コピー機、ドアノブ、窓の取手、電気設備スイッチ、給湯ポット等

共用部分 … トイレ（ドアノブ、便座カバー等）、給湯室（蛇口、コンロ、給湯ポット、やかん等）、手すり、エレベーターボタン等

※天井、床、壁は、喀痰等の付着がない限り消毒は不要

消毒薬の使用法

消毒薬	消毒用エタノール (60%以上なら可) 	0.05% 次亜塩素酸ナトリウム (ピューラックス、ハイター等) 
濃度	<u>原液のまま</u> 使用	原液が5%の場合 <u>100倍に希釈</u> して使用
調整方法及び使用方法	①布巾等にエタノールを染みませる(原液のまま使用) 【スプレーボトルを使用する場合は、感染が想定される箇所へ直接噴霧または、布巾等にふきつけて使用する】 ②感染が想定される箇所を拭き取る ③自然乾燥させる	①空の2ℓのペットボトルに水道水を半分(1ℓ)入れる ②ペットボトルの蓋(約5ml)で4杯分の次亜塩素酸ナトリウムを入れる ③2ℓになるまで水を入れて、蓋をして混ぜる ④バケツに移す ⑤布巾等に染みこませ固くしぼる ⑥感染が想定される箇所を拭き取る ⑦その後、布巾等で水拭き
備考	引火性があるので電気スイッチ等への直接の噴霧は避ける	トイレに使用する場合は、0.1%次亜塩素酸消毒液とする

<作業時の注意事項>

- ・次亜塩素酸ナトリウム希釈液は、変色や金属の腐食等が生じる場合があるので、使用時は注意すること。
- ・消毒用エタノールでも素材により変色等が生じる場合があるため、目立たない場所で試行するなど注意すること。
- ・トイレは通常のトイレ用洗剤で洗浄しても差し支えありません。
- ・ペーパータオル使用時は、使用後にゴミ袋へ入れて密封して廃棄すること。
- ・スプレーボトルを使用する際は、一度に大量に噴霧せず、拭き取る箇所ごとに都度噴霧すること。
- ・消毒液が、目、鼻、口、傷口等に入らないように十分に注意すること。

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援策実績について

2020/12/25/15:00
産業観光部

中小企業等応援プロジェクト

2020/5/11～2020/12/21現在

No.	①事業名	②事業の概略	③予算額(円)	④申請受付 件数	⑤補助交付 決定件数	⑥補助交付 決定額(円)	⑦受付期限
1	家賃支援給付金	国の家賃支援給付金の対象とならない事業者(売上減少15%～50%未満)の家賃を支援	770,730,000	199	141	66,282,000	2021.2.1
2	事業継続応援給付金	国の持続化給付金の対象とならない事業者(売上減少15%～50%未満)の固定費等を支援	536,930,000	613	482	55,500,000	2021.2.1
3	新しい生活様式対応宿泊・飲食等事業継続補助金	新しい生活様式に対応した感染症防止対策費用を支援	172,000,000	391	244	33,474,000	2020.12.31
4	郡山市融資制度(新型コロナウイルス対策特別資金(実質無利子型)信用保証料補助金)	県制度融資の利用事業者への助成(信用保証料補助)	105,000,000	187	187	※ 123,787,058	2021.3.31
5	事業継続応援家賃等補助金	テナント賃料を減額したオーナーへの補助 【8/31終了】	100,000,000	250	250	※ 109,336,000	2020.8.31
6	宿泊施設誘客促進事業補助金(市観光協会)	市内宿泊施設で実施する誘客促進事業への支援(懸賞経費の助成)	72,000,000	25	25	61,532,000	2021.1.31
7	新型コロナウイルス感染症対策雇用維持支援補助金	雇用調整助成金等の支給決定を受けた対象者への上乗せ補助	70,000,000	23	17	3,361,000	2021.3.31
8	テレワーク等推進補助金	テレワーク推進等に要する経費を補助	60,000,000	91	12	6,742,000	2021.3.31
9	新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金	雇用調整助成金等の申請に係る申請書作成手数料等の補助	31,000,000	356	294	27,978,000	2021.3.31
10	コンベンション参加おもてなし事業補助金(コンベンションビューロー)	MICE(会議・イベントなど)参加宿泊者への商品券配布	21,800,000	5	5	970,000	2021.2.28
11	BCP等策定等支援補助金	BCP(事業継続計画)の策定・改定に要する経費の補助	20,000,000	0	0	0	2021.3.31
12	宿泊・飲食業等応援クラウドファンディング補助金	クラウドファンディング活用に伴う手数料等補助	19,000,000	8	8	2,989,000	2021.3.31
13	売上高等減少対策資金融資利子補給補助金	1000万円以内の融資に伴う利子を全額補助(3年間)	18,820,000	0	0	0	2021.3.31
14	テイクアウト・デリバリー事業等開始応援補助金	テイクアウト等の新規導入費用を支援	13,000,000	161	137	※ 13,089,000	2020.12.31
15	合宿誘客促進事業補助金(コンベンションビューロー)	市内宿泊施設を利用した学生等への合宿費用を支援	12,700,000	26	24	2,982,000	2021.2.14
16	経営資源引継ぎ支援補助金	国の経営資源引継ぎ補助金への上乗せ補助	10,000,000	0	0	0	2021.3.31
17	会議・会合等開催支援補助金(市観光協会)	新しい生活様式に配慮した会議・会合等開催費用を支援	8,000,000	38	38	1,625,000	2021.3.24
18	テレワーク導入支援補助金	国の働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)への上乗せ補助	5,000,000	4	4	600,000	2021.3.31
19	テレワーク滞在支援補助金	テレワーク宿泊プランを提供するホテル等への支援	4,800,000	19	18	947,000	2021.2.28
20	経営相談ハンズオン支援補助金	経営相談等を実施する商工団体への補助	2,000,000	2	2	550,000	2021.3.31
合計			2,052,780,000	2,398	1,888	511,744,058	執行率 24.9%

No.15～18については、各団体事業への補助金。

※同目同節内の予算で対応

新型コロナウイルス感染症にかかる支援策(国民健康保険課)

1 国民健康保険税の減免件数及び減免額 (12月25日現在)

(単位:円)

対象年度	減免区分	件数	減免額
令和元年度分	3/10以上 収入減少	92	3,786,000
	死亡・重篤	0	0
令和2年度分	3/10以上 収入減少	146	28,300,200
	死亡・重篤	0	0
合計		238	32,086,200

●減免対象納期

令和元年度分	8期、9期又は令和2年2月以降の月割算定額
令和2年度分	全部(令和3年3月31日までに納期限のあるもの)

●減免対象世帯・減免基準

(1)主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 【全部減免】

(2)主たる生計維持者の**事業収入等の減少**が見込まれ次の①～③の全てに該当する世帯

【対象保険税に対し、全部 8/10 6/10 4/10 2/10 の減免割合を乗じて得た額を減額】

- ①事業収入等の減少額が、前年の3/10以上 (保険金、損害賠償等による補填分は除く)
- ②前年の所得が1,000万円以下
- ③減少が見込まれる事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下

2 国民健康保険傷病手当支給件数及び支給額 (12月25日現在)

(単位:円)

支給件数	支給額
3	148,009

●支給対象期間

令和2年1月1日～令和3年3月31日

●支給対象者

国民健康保険に加入する方で、次の要件にすべて該当する方

- (1)会社等から給与の支払いを受けている被用者の方
- (2)新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり感染が疑われる方
- (3)上記の(2)により労務に服することができなくなった日から起算して連続3日を経過した日以降の労務不能期間がある方
- (4)療養のため労務に服することができない期間において給与の支払いがない(無給)又は給与が一部減額された方

新型コロナウイルス感染症にかかる後期高齢者医療支援策

1 後期高齢者医療保険料の減免件数及び減免額（12月25日現在）
（単位：円）

対象年度	減免区分	件数	減免額
令和元年度分	3/10以上 収入減少	0	0
	死亡・重篤	0	0
令和2年度分	3/10以上 収入減少	11	823,400
	死亡・重篤	0	0
合計		11	823,400

●減免対象納期

令和元年度分	令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する額
令和2年度分	令和3年3月31日までの間に納期限が到来する額

●減免対象世帯・減免基準

(1)主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 【全部減免】

(2)主たる生計維持者の**事業収入等の減少**が見込まれ次の①～③の全てに該当する世帯

【対象保険料に対し、全部 8/10 6/10 4/10 2/10 の減免割合を乗じて得た額を減免】

- ①事業収入等の減少額が、令和元年の3/10以上（保険金、損害賠償等による補填分は除く）
- ②令和元年の所得が1,000万円以下
- ③減少が見込まれる事業収入等以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下

2 後期高齢者医療傷病手当支給件数及び支給額（12月25日現在）
（単位：円）

支給件数	支給額
0	0

●支給対象期間

令和2年1月1日～令和3年3月31日

●支給対象者

後期高齢者医療に加入する方で、次の要件にすべて該当する方

- (1)会社等から給与の支払いを受けている方
- (2)新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり感染が疑われる方
- (3)上記の(2)により労務に服することができなくなった日から起算して連続3日を経過した日以降の労務不能期間がある方
- (4)療養のため労務に服することができない期間において給与の支払いがない(無給)又は給与が一部減額された方

新型コロナウイルス感染症対策・支援状況（保健福祉部）

1 住居確保給付金の支給

■ 制度の概要【新型コロナ対策により2020年4月20日から要件緩和】

- ◇ 対象者：離職、休業等で経済的に困窮し住居を喪失した(おそれのある)方
- ◇ 支給額：単身世帯 30,000 円 2人世帯 36,000 円 3～5人世帯 39,000 円
- ◇ 支給要件：3か月(最長9か月まで)⇒制度改正により12か月まで延長となる見込み
- ◇ 主な要件：①離職・廃業後2年以内 ②休業等による収入減少 ③収入・資産要件
④月1回の状況報告 等

【2020年度 相談・申請件数の状況】

月	窓口相談件数	申請件数	
4月	64件	20件	
5月	120件	56件	
6月	84件	25件	
7月	41件	9件	
8月	24件	9件	
9月	35件	2件	
10月	43件	4件	
11月	35件	7件	支給額(円)
合計	446件	132件	13,846,900

【参考】郡山市社会福祉協議会・緊急小口資金(特例貸付)の貸付状況

■ 制度の概要【新型コロナ対策により2020年3月25日から要件緩和】

- ◇ 対象者：新型コロナの影響により収入減少があり緊急かつ一時的に生計維持のために貸付金を必要とする世帯
- ◇ 貸付内容：1世帯 20万円以内(無利子)／1年間据置／償還期限2年以内

【2020年度 貸付件数の状況】

月	貸付件数	
4月	246件	
5月	382件	
6月	319件	
7月	209件	
8月	170件	
9月	209件	
10月	109件	
11月	69件	貸付額(円)
合計	1,713件	301,530,000

2 介護保険料の減免

■ 減免制度の概要

- ① 減免根拠：「新型コロナウイルス感染症により収入が減少した者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例」
- ② 申請期間：令和2年7月1日から令和3年3月31日まで
- ③ 減免対象：令和2年2月1日から令和3年3月31日までの普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている第1号被保険者に係る介護保険料。

■ 平成31年度介護保険料の減免申請処理状況

【処理状況】	件数	割合
2020年12月15日減免通知発送分(既発送含む)…①	66件	100%
処理中	0件	0%
対象外（減免すべき保険料が無い方）	0件	0%
合 計	66件	100%

【減免状況】① 内訳			(単位：円)		
判定区分	減免割合		件数	減免額	
減免	死亡	全部	0件	0	
	重篤な傷病	全部	0件	0	
	収入減	合計所得200万円以下	全部	49件	482,320
		〃 200万円超	8/10	17件	138,150
却下	収入減30%未満		0件		
		合計	66件	② 620,470	

■ 令和2年度介護保険料の減免申請処理状況

【処理状況】	件数	割合
2020年12月15日減免通知発送分(既発送含む)…③	74件	100%
処理中	0件	0%
対象外（減免すべき保険料が無い方）	0件	0%
合 計	74件	100%

【減免状況】③ 内訳			(単位：円)		
判定区分	減免割合		件数	減免額	
減免	死亡	全部	0件	0	
	重篤な傷病	全部	0件	0	
	収入減	合計所得200万円以下	全部	57件	3,440,290
		〃 200万円超	8/10	17件	1,075,520
却下	収入減30%未満		0件		
		合計	74件	④ 4,515,810	

■ 平成31・令和2年度減免実績総計

減免決定者実数	74人
減免金額総計 (②+④)	5,136,280円

新型コロナウイルス感染症に係る救急搬送状況（郡山市）

① 119番入電時の確認

- ① 発熱または呼吸器症状がある方で、感染症確定者と濃厚接触歴があるか。
- ② 37.5度以上の発熱かつ呼吸症状を有し、発症前14日以内に感染症流行地域に渡航又は移住していたか。
(国内流行地域も含む)
- ③ 上記②の方と濃厚接触歴があるか。
- ④ 呼吸器症状がある場合、患者本人及び家族にマスクの装着を促します。

② 疑い患者・陽性患者の感染防止



感染防止衣（標準）



感染防止衣（疑い患者）



マイクロガード（陽性患者）

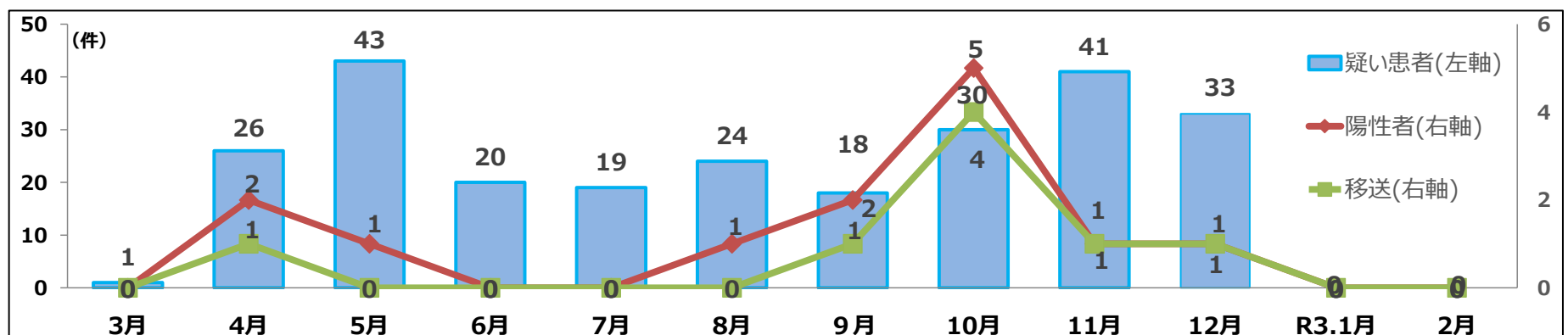
③ 救急搬送人員

調査期間 令和2年3月1日から12月22日まで

市町別・年別/月別	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	R3.1月	2月	合計
郡山市	1	26(不2)	43	20	19	24(不1)	18	30	41	33	255(不3)			255(不3)
陽性者	0	2	1	0	0	1	2	5	1	1	13			13
移送		1					1	4	1	1	8			8

※不=不搬送 ※移=移送

(単位：件)



④ 搬送困難事例

通常救急 = 平均照会回数 1.1回、平均現場滞在時間0:13分

調査期間 令和2年3月1日から12月22日まで

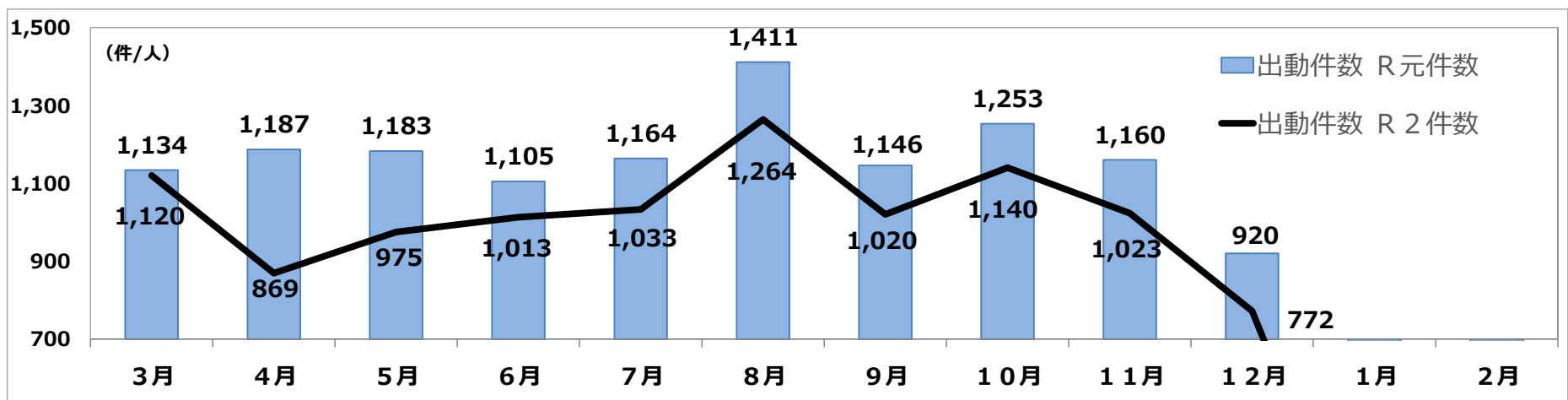
困難項目/月別	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	R3.1月	2月	合計
医療機関への照会回数4回以上の事案	0	4	3	1	0	1	2	1	3	2	17			17
現場滞在時間30分以上の事案	0	8	12	6	3	10	8	6	13	9	66			66
上記、2項目の事案	0	4	1	1	0	1	2	0	3	1	12			12
総計	0	16	16	8	3	12	12	7	19	12	93			93

※令和2年 = 平均照会回数1.2回、平均現場滞在時間0:17分

(単位：件)

⑤ 救急出動状況

調査期間 令和2年3月1日から12月22日まで



新型コロナウイルス感染症対策についての街頭活動

【目的】

年末を迎え、全国的な新型コロナウイルス感染者の広がりや本市の感染状況を考慮し、多くの皆さんに郡山市内の感染発生状況や感染対策を周知することで、感染拡大の抑止に努める。

【実施日時】 令和2年12月27日(日) 10:30 ~ 12:00

【実施場所】 郡山駅前広場、イオンタウン郡山

【対象者】 郡山駅前の街頭の皆さんやイオンタウンを訪れた皆さん

【実施者】 市長(郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部長)、保健所長、感染症対策本部員(総務・保健福祉・市民部各4名)、保健所職員(2名程度)など 20名程度

【実施内容】 感染リスクが高まる「5つの場面」

市内の感染発生状況 のチラシを配布する。

【実施フロー】

- 1 駅前広場集合 10:25 ※市役所から中型バスで向かう。(10:10 出発)
- 2 市長あいさつ
- 3 郡山駅前:各班に分かれて周知活動 10:30~(40分程度)
 - 1班6名(駅前広場⇒駅前中央):市長・保健所長・総務部4名
 - 2班5名(駅前広場⇒ビックアイ方面):保健福祉部4名、保健所1名
 - 3班5名(駅前広場⇒アティー郡山方面):市民部4名、保健所1名
- 4 駅自由通路を通り東口広場へ (バスに乗りイオンタウンへ)
- 5 イオンタウン:各班に分かれて周知活動 11:20~(40分程度)
 - 1班6名(西側建物付近):市長・保健所長・総務部4名
 - 2班5名(北側建物付近):保健福祉部4名、保健所1名
 - 3班5名(東側建物付近):市民部4名、保健所1名
- 6 イオンタウンステージ集合 12:00 ※中型バスで帰庁(12:10 出発)

新型コロナウイルスの感染リスクが高まる「5つの場面」に気を付けましょう！

今年の冬は、例年とは違う“初めての冬”です。今一度気を引き締め、年末年始を静かにお過ごしいただくために、以下の「5つの場面」にご注意ください。

場面1 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面2 大人数や長時間に及ぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面3 マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面4 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面5 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



上記「5つの場面」も含め、皆さんに知っていただきたい情報をまとめた「**感染リスクが高まる『5つの場面』年末年始特設サイト**」（内閣府）をご確認ください。

最新の知識を身につけて、正しい対策を実践し、年末年始の感染拡大を防ぎましょう。

「5つの場面」に気をつけよう

- 1 飲酒を伴う懇親会
- 2 大人数や長時間の飲食
- 3 マスクなしでの会話
- 4 狭い空間での共同生活
- 5 居場所の切り替わり

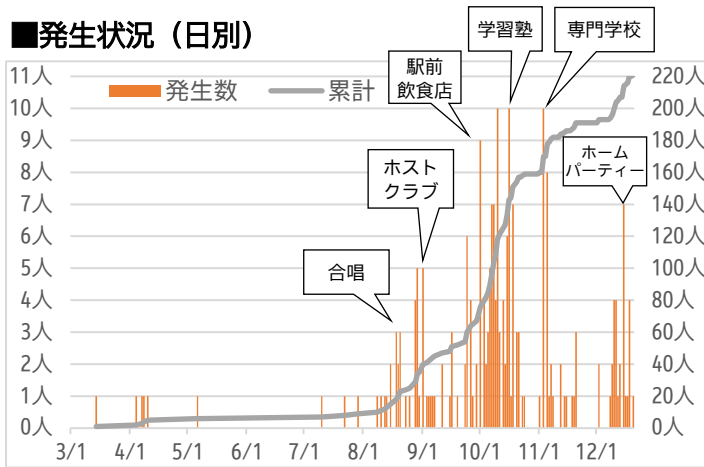
換気を良くして三密を避けよう！
いつでもマスク手洗い・消毒忘れずに！



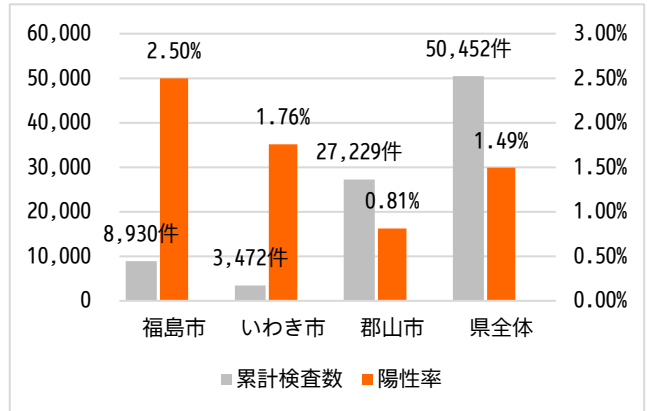
郡山市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況（12月23日現在）

郡山市内では8月下旬以降、新規陽性患者が増加し、複数の「クラスター」が発生しました。感染拡大を抑止するため、積極的なPCR検査を実施しており、県全体の検査件数の54.0%を郡山市が占めています。

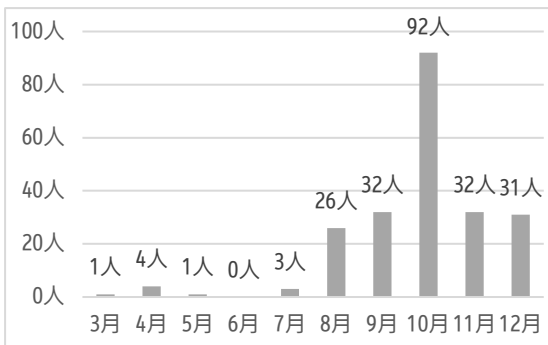
■発生状況（日別）



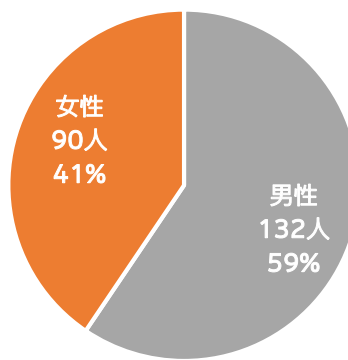
■PCR検査数、陽性率（12月20日まで）



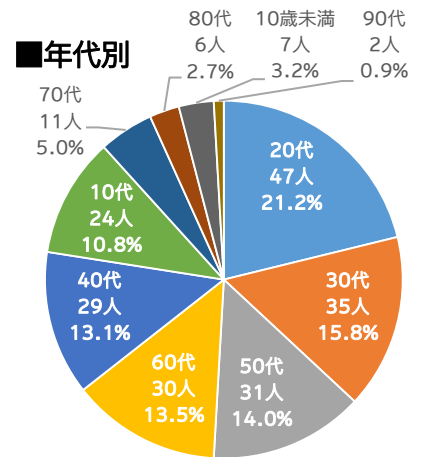
■発生状況（月別）



■男女別



■年代別



発熱してしまったら

発熱等の症状が生じた場合は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に、電話相談しましょう。相談する医療機関に迷う場合は、「受診・相談センター（24時間対応・TEL 0120-567-747）」にご相談ください。

